

郡山市公共施設使用料に係る減免ガイドライン (案)

令和 8 年 9 月

目次

I	ガイドラインの基本事項	1
1	はじめに	1
2	減免制度見直しの背景	1
(1)	これまでの経過と公共施設の現状	1
(2)	使用料の算定基準	2
3	減免ガイドラインの対象	3
4	減免基準との位置づけ	3
II	減免制度の基本的な考え方	4
1	利用と負担の適正化	4
(1)	受益者負担の原則	4
(2)	使用料減免制度の適正化の目的・必要性	5
2	基本原則	6
(1)	減免設定の基本原則	6
(2)	団体減免の要件・留意事項	7
(3)	事業減免の留意事項	7
(4)	加算使用料等に対する減免割合の適用	8
3	各施設の減免取扱い	9
3-1	地域住民の利用が中心の施設	9
(1)	対象施設	9
(2)	減免の考え方	9
(3)	行政の補完的役割を担う公益的活動団体に対する共通設定	9
(4)	その他、団体減免の設定例	16
(5)	事業減免の設定例	16
3-2	市民全体の利用を対象とする施設	18
(1)	対象施設	18
(2)	減免の考え方	18
(3)	事業減免の設定例	18
(4)	名義後援による減免の廃止	18
III	貸館施設共通の減免取扱基準	19
1	全額免除の取扱い	19
(1)	市の主催事業	19
(2)	市の共催事業	19
(3)	指定管理者事業	20
(4)	障がい者の利用	20
(5)	その他	21
2	全額免除及び一部減免の補足事項	22

(1) 市の補助事業、名義後援事業の取扱い	22
(2) 実行委員会の取扱い.....	22
3 減免手続の平準化・効率化、定期的な見直し	23
(1) 減免申請手続の平準化・効率化	23
(2) 減免基準等の公表	23
(3) 定期的な見直しによる適正化.....	23

I ガイドラインの基本事項

1 はじめに

平成 31 年 4 月に策定した「公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」（以下「公平な受益と負担のあり方に関する基準」という。）において、受益と負担の公平性を保つため、減免制度は「受益者負担の原則」の例外として、慎重な適用が必要であり、政策的かつ特例的な措置であることから、基準の統一化を図ることとしています。

ここでは、貸館施設使用料の減免制度の統一的な考え方や取扱基準を明確にし、市と利用者で共有して公益性及び公平性の確保を図るものとします。

2 減免制度見直しの背景

(1) これまでの経過と公共施設の現状

本市の使用料は、昭和 49 年、昭和 59 年の改定後、平成 10 年 10 月の改定において体育施設や文化施設等の改正を行っていますが、公民館やふれあいセンターなどの使用料は据え置きとされました。その後、平成 23 年 4 月の一部改定においては同種施設間の料金均衡化や時間帯変更等を行いました。各使用料の水準は据え置きとした経緯があります。

長年、使用料の水準は据え置きの状況が続き、また、各施設の減免の根拠や整合性も課題とされてきました。

このため、本市では、平成 31 年 4 月に、使用料の算定根拠の明確化、受益者負担の原則における減免制度の例外措置等を明記した「公平な受益と負担のあり方に関する基準」を策定し、使用料の見直しを開始しましたが、東日本台風や新型コロナウイルス感染症等の対応を優先し、見直しを一時休止しました。

その間、公共施設の 7 割以上が建設から 30 年以上経つなど老朽化が進み、本市が保有する公共施設は他の中核市平均よりも総面積が大きいこともあり、全ての施設を更新する場合、令和 8 年度以降の今後 30 年間で 8,266 億円の費用を要し、4,000 億円以上の財源が不足する見込みとなりました。

また、これらの更新費用とは別に、維持管理に要する経費も物価高騰等により増加傾向にあるため、施設を利用していない方を含む公費負担の増加と、施設を利用した方の負担である使用料との差額は大きくなっている状況にあります。

持続可能な市政運営のため、将来世代に必要な公共施設を引き継ぐことを目的に使用料及び減免制度の見直しが急務であると判断して、令和7年度に使用料及び減免制度の見直しを再開し、適正化に取り組んでいます。

<参考 使用料改定経過>

1974(S49)年 4月	使用料改定	
1984(S59)年 4月	使用料改定	
1998(H10)年 10月	使用料改定	公民館・ふれあいセンター等除く
2011(H23)年 4月	使用料一部改定	同種施設間の均衡化、時間帯変更等
2027(R 9)年 4月	使用料改定	統一基準算定、料金体系見直し等

※改正後使用料の施行時期で記載しています。

(2) 使用料の算定基準

令和9年4月施行の使用料からは、「公平な受益と負担のあり方に関する基準」に基づき統一基準による算定を行っています。

使用料は、「公的関与の必要性の程度（市の実施義務の程度）」と「収益性の程度（民間事業者による代替性の程度）」から、予め公費と受益者の負担割合を施設別に設定した算定とし、その上で激変緩和による上限調整を講じています。例えば、公民館や総合福祉センターは、施設設置目的や公共的役割を考慮し、公費負担を高く設定し、受益者負担を抑えた算定としています。

このように使用料の算定において、施設の公益性・公共性は公費負担の割合に反映していることから、使用料を基本とした上で、減免は政策的かつ例外的な措置と位置付けています。

		公的関与の必要性の程度（市の実施義務の程度）		
		高 (A)	中 (B)	低 (C)
非市場的 ↑ ↓ 市場的 収益性の程度 (民間事業者による代替性の程度)	低 (a)	受益者負担 0% 公費負担 100%	受益者負担 25% 公費負担 75% 公民館、ふれあいセンター、総合福祉センター、男女共同参画センターなど	受益者負担 50% 公費負担 50%
	中 (b)	受益者負担 25% 公費負担 75% 美術館、文学の森資料館、歴史情報博物館 など	受益者負担 50% 公費負担 50% 公会堂、文化センター、体育館、陸上競技場、ユラックス熱海 など	受益者負担 75% 公費負担 25%
	高 (c)	受益者負担 50% 公費負担 50% 放課後児童クラブ	受益者負担 75% 公費負担 25% 自転車等駐車場	受益者負担 100% 公費負担 0%

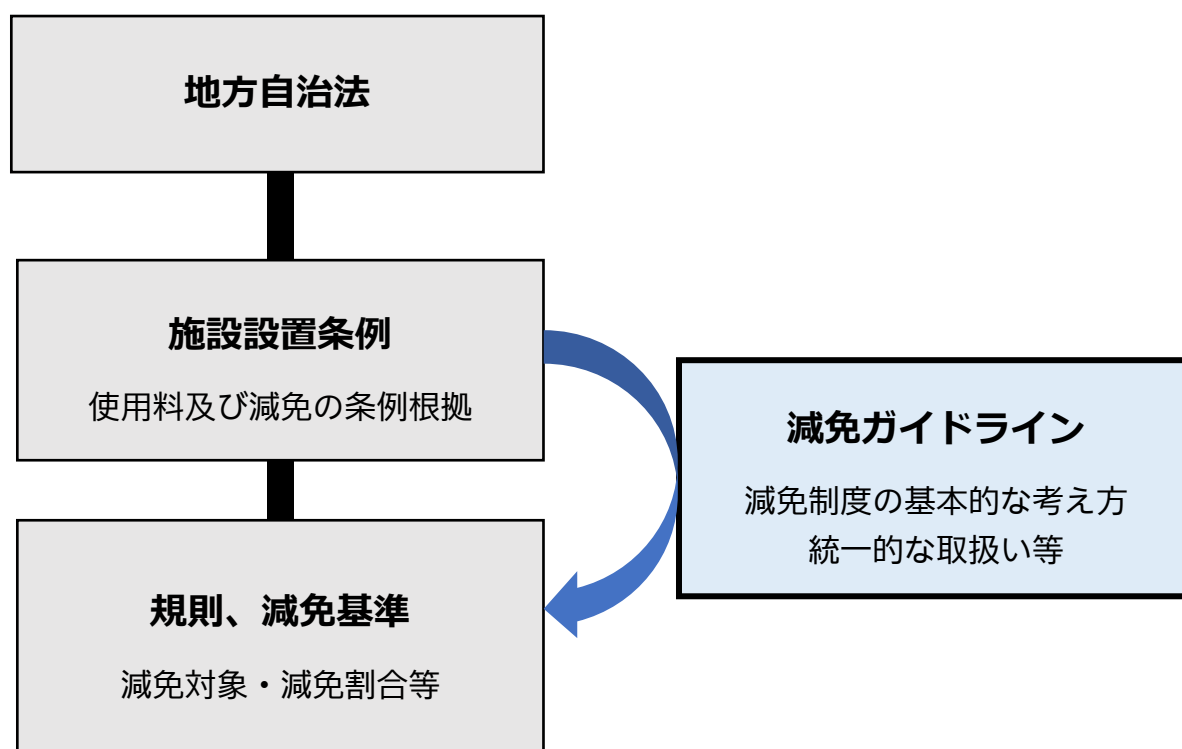
3 減免ガイドラインの対象

このガイドラインでは、公民館や総合福祉センターなど貸館施設の使用料の減免制度を対象とします。

4 減免基準との位置づけ

このガイドラインは、貸館施設使用料の減免制度の統一的な考え方や取扱基準を明確にするための指針として定めるものです。

具体的な減免対象・減免割合その他の取扱いについては、本ガイドラインにおける考え方を基本として、各施設設置条例に基づく規則及び減免基準等において定めるものとします。



Ⅱ 減免制度の基本的な考え方

1 利用と負担の適正化

(1) 受益者負担の原則

公共施設は、施設を利用している皆さまからの使用料と施設を利用していない人を含む市民全体の市税等で支えられています。

施設を利用する方の使用料負担と施設を利用していない方を含む市税負担の公平性という観点で、「受益者負担の原則」という考え方があり、これは、施設を利用する方に、利用に応じた費用を負担していただくことで、利用しない方との公平性を保つというものです。

公共施設の維持管理には、光熱水費や清掃、備品設備の修繕など、さまざまな経費がかかります。施設を将来にわたって維持していくことは、市民全体に関わるため市税等の公費で負担するとともに、施設を利用する方は貸出室の貸切や設備の利用という個別のサービスを受けることから、その対価として使用料を負担していただき、公共施設を公費と使用料とで支えていくことが、受益者負担の基本的な考え方です。



受益者負担の原則

公共施設を利用する人が利用に応じた費用を負担し、利用しない人との公平性を保つという考え方

使用料は、主に施設の維持管理に必要な費用に充てられていますが、近年の物価変動や施設の老朽化に伴い、公共施設の維持に要するコストが増加傾向にあります。その結果、施設を利用していない方を含むすべての市民が負担する市税で賄う維持管理費の割合が増す一方、施設を利用した方が負担する使用料との乖離が広がっており、利用する方と利用しない方との間で負担の不均衡が生じています。

公共施設を維持していくためには、多大な費用がかかりますが、それを支える市の財源には限りがあります。

これからの人口減少や施設の老朽化が進む中で、必要な施設を将来にわたって維持し、次の世代に引き継いでいくためには、施設を利用した方に費用を負担していただ

く「受益者負担の原則」を踏まえて減免制度を見直す必要があります。

また、使用料の減免は、本来施設利用者に負担いただく使用料の全部又は一部に対する公費支援であり、受益者負担の原則の例外的取扱いであることを踏まえて、減免の必要性や公益性を十分に考慮する必要があります。

＜使用料の根拠＞

地方自治法第 225 条

公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

※各自治体では、この法制度を踏まえて、受益者負担の考えに基づき施設設置条例で部屋の貸出等に応じた使用料を設定しています。

(2) 使用料減免制度の適正化の目的・必要性

次の目的・必要性を踏まえて、使用料の減免制度の適正化を図ります。

1 利用と負担の適正化

公共施設を支えていくには多額の費用を要する中で、利用する人としらない人との公平性に配慮し、「利用と負担の適正化」を図る必要がある。

- 限られた財源を市民サービス全体に適切に配分するため受益者負担の原則を基本として見直し

2 未来へ公共施設を引き継ぐ

こどもや孫の世代にも安心して利用できる公共施設を引き継ぐために、持続可能な施設運営が必要である。

- 将来世代への負担を抑え、必要な公共施設を維持していくための見直し



2 基本原則

(1) 減免設定の基本原則

次の基本原則に基づき、公益性等の減免の必要性の程度を勘案して減免対象・割合を設定します。

①利用者負担	・施設利用(受益)の対価として、利用者の負担を原則とし、減免の必要性を判断する視点を明確にする。
②一部減免の設定	・減免の必要性の程度や受益者負担とのバランスを考慮して、全額免除のほか、一部減免を設定する。 ・どの減免団体であっても、維持管理に係る最小限の一部負担の設定を原則とする。
③全額免除の対象を限定	【共通】全額免除対象 ・市主催事業（市の委託事業含む。） ・市共催事業、指定管理者事業 ・郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の適用
	【施設別】全額免除対象 ・全額免除は、施設設置目的に合致し、施設開設に関与するなど、対象を限定する。

ア 減免の必要性を判断するための視点

公益性 (地域還元性)	事業又は活動の効果が地域や市民に還元されるか。
行政施策との 関連性	市の施策への寄与や関連性・必要性をどの程度有するか。
施設設置目的と の整合性	施設の設置目的に合致した減免の必要性の有無及びその必要性をどの程度有するか。

イ 減免割合

原則：全額免除、75%減免、50%減免、25%減免

※ 一部減免は、50%減免を原則とするが、減免見直しによる段階的移行に配慮し、最小限の維持管理負担を求める場合の75%減免を設定する。

また、3分の1減免からの移行を図る場合や同施設基準内の減免の必要性の程度を考慮して減免割合を段階的に設定する場合などに25%減免を

設定する。

ウ 減免区分

団体減免	年間を通じて継続的に活動する減免対象団体に対する減免【定期的な申請・更新手続】
事業減免	公益性・公共性及び減免の必要性が高い個別事業に対する減免【事業ごとの申請手続】

(2) 団体減免の要件・留意事項

① 要件

- ア 原則、構成員の半数以上が郡山市民で構成された団体であること。
- イ 市内で継続的かつ計画的に活動する団体であること。
- ウ 政治活動又は宗教活動を行う団体ではないこと。
- エ 営利を目的とした使用ではないこと。

② 留意事項

- ア 減免が適用される期間は、年度末を上限に許可された期間とする。
- イ 施設ごとに定める減免基準に該当し、減免申請による許可を受けた団体であること。
- ウ 減免の許可を受けた団体は、許可を受けた使用目的に沿って使用すること。
- エ 減免の許可を受けた団体の代表者が同じであっても、活動内容や構成員等が異なる場合は、別団体の扱いとなる。また、減免の許可を受けた団体とは構成員が異なる別団体及び関連組織（県組織、下部組織）等が使用する場合も、別団体の扱いとなり、これらの場合は団体減免には該当しない。

(3) 事業減免の留意事項

- ア 原則、施設で定める減免基準に該当する事業の使用許可申請と同時に申請すること。

(4) 加算使用料等に対する減免割合の適用

体育館やホール等の冷暖房費加算使用料、設備備品使用料の減免割合は、次の通りとする。

・ 冷暖房費加算使用料 ・ 特別使用料（入場料 徴収加算等）	使用料と同じ減免割合を適用する。
・ 備品設備使用料	原則、使用料と同じ減免割合を適用する。 ただし、設備の利用対象や維持費用等を考慮する必要がある場合は、当該設備に応じた割合とする。

3 各施設の減免取扱い

3-1 地域住民の利用が中心の施設

(1) 対象施設

公民館、ふれあいセンター、コミュニティセンター、総合学習センター、総合福祉センター、障害者福祉センター、地域交流センター、男女共同参画センターなど

(2) 減免の考え方

これらの施設は地域住民の団体利用が主であることを踏まえ、減免の必要性に応じた団体減免を中心に、公益性や施設設置目的との整合性等を勘案して減免対象や割合を設定します。

(3) 行政の補完的役割を担う公益的活動団体に対する共通設定

地域住民の利用が中心の施設において地域の相互支援や福祉向上のために活動している団体がその団体の目的に沿って活動する場合は、地域住民の利用が中心の類似施設間で共通した取扱いとします。

減免割合を75%減免とし、最小限の維持管理に係る一部負担の設定とします。

地域の相互支援や福祉向上など地域社会への貢献を目的に組織され、その目的に沿った活動を継続的に行う公益的活動団体	75%減免
---	-------

ア 要件

2 基本原則の(2)団体減免の要件・留意事項の①要件ア～エ（p7）を満たしたうえで、次の①～③の全てを満たすこと。

① 組織目的及び活動内容

団体の主たる組織目的及び活動内容が、次のいずれかに該当し、地域社会への貢献を目的として組織された団体であること。

- ☐ 地域における相互支援に資する活動
- ☐ 住民の福祉向上に資する活動
- ☐ 地域の課題解決に向けた活動
- ☐ 支援を必要とする者又はその家族に対する支援活動

※ 団体内の交流・学習・文化・健康増進や技能の向上等を主たる目的とした活動団体は含まれません。

② 地域社会への還元性・貢献性

ア 活動の対象

地域の福祉向上に資する活動の目的が、団体の構成員に限定せず、地域住民や地域社会を対象としていること。

イ 還元性・貢献性

相談・支援・見守り、防犯・防災、地域福祉、青少年健全育成など、地域住民や地域社会に還元される具体的な活動が主目的で行われていること。

ウ 活動の効果

活動の効果が、地域の相互支援や課題解決などに直接つながること。

③ 継続性・計画性

①の組織目的達成のための②の活動が、一時的又は付随的なものではなく、団体の年間計画に位置付けられ、継続的かつ計画的に活動を行う公益的活動団体であること。

<チェックポイント>

①	☐ 組織目的及び活動内容	団体の主たる組織目的及び活動内容が、①のいずれかに該当していること。
②	☐ 活動の対象	活動目的の対象が、地域住民や地域社会であること。
	☐ 還元性・貢献性	相談・支援・見守り、防犯・防災、地域福祉、青少年健全育成など、地域住民や地域社会に還元される具体的な活動が主目的で行われていること。
	☐ 活動の効果	活動の効果が、地域の相互支援や課題解決などに直接つながること。
③	☐ 継続性・計画性	①の組織目的達成のための②の活動を継続的かつ計画的に実施していること。

※団体減免は、施設利用者が円滑に利用できるよう年間を通じた活動目的及び活動内容で判定するため、一時的な地域貢献活動でもって減免割合を都度変更することは想定していません。

イ 行政の補完的役割を担う公益的活動団体一覧

① 町内会などの自治組織

適用団体	備考
町内会、自治会	〇〇町会、〇〇区、〇〇方部、〇〇区長会等を含む。
自治会連合会組織	地区町内会連合会、〇〇町区長会等を含む。

② 地域福祉活動団体

適用団体	備考
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会、各地区・各支部社会福祉協議会支部	地区協議会含む。
郡山市民生児童委員協議会連合会、各方部民生児童委員協議会	方部協議会含む。
郡山市保健委員会、地区保健委員会	地区委員会含む。
郡山市明るいまちづくり推進委員会、地区明るいまちづくり推薦委員会	地区委員会含む。
郡山市老人クラブ連合会、各老人クラブ連合会方部、単位老人クラブ	連合会方部含む。老人クラブは、社会奉仕活動を継続的に実施する団体であること。
郡山地区保護司会及び方部会	各方部会含む。
郡山地区更生保護女性会	
郡山市地域包括支援センター連絡協議会、各地域包括支援センター	
公益社団法人郡山市シルバー人材センター	
郡山人権擁護委員協議会	
郡山市女性グループ連絡会	加盟団体除く
郡山市国際交流協会	
こおりやま農福連携協議会	
福島行政相談委員協議会郡山地区連絡会	

③ 地域安全活動団体

適用団体	備考
郡山地区交通安全協会、郡山地区交通安全協会地区方部	地区支部含む。
郡山市防犯協会、各地区防犯協会	地区協会含む。
郡山市交通対策協議会、地区交通安全対策協議会	地区協議会含む。
郡山市交通安全母の会、地区交通安全母の会	地区支部含む。
郡山市自主防災連絡会、各地区自主防災会	地域自主防災会含む。
郡山市統計調査委員協議会、各地区統計調査委員協議会	地区協議会含む。
郡山地区少年警察ボランティア協議会、郡山北地区少年警察ボランティア協議会	
河川愛護団体、公園愛護団体	河川や公園等の愛護協力活動を継続的に行う団体であること。

④ 青少年健全育成活動団体

適用団体	備考
郡山市青少年健全育成連絡協議会、郡山市青少年健全育成地区協議会	地区協議会含む。
郡山市子ども会育成連絡協議会、地区子ども会	地区子ども会、育成会等含む。
郡山市スポーツ少年団本部、スポーツ少年団育成会、スポーツ少年団（単位団）	単位団含む。スポーツを通じた青少年健全育成を目的とし、スポーツ少年団制度で継続的に活動する団体であること。
ボーイスカウト郡山地区協議会、ボーイスカウト・ガールスカウト各団	各団含む。
郡山市補導員会	
郡山市 PTA 連合会、単位 PTA	各単位組織含む。
郡山市婦人団体協議会、地区婦人会	地区婦人会含む。

⑤ 地域振興活動団体

適用団体	備考
郡山地区商工会広域協議会、各商工会	地区支部含む。加盟団体（会員企業）除く。
郡山市スポーツ協会、地区スポーツ協会	地区協会含む。加盟団体（競技団体）除く。
郡山市スポーツレクリエーション協会	加盟団体（競技団体）除く。
郡山市文化団体連絡協議会、各地区文化団体連絡協議会	地区協議会含む。加盟団体（加盟団体）除く。
郡山市うねめ観光協会、郡山市田村町観光協会等の地域観光協会	事業者からなる団体は除く。

⑥ 支援活動団体

適用団体	備考
郡山市ボランティア連絡協議会、地区ボランティア連絡会、ボランティア登録団体	地区支部含む。 ボランティア登録団体は、地域社会貢献の公益的活動を計画的かつ継続的に行う目的で組織され、郡山市社会福祉協議会ボランティアセンターのボランティア登録制度に登録する団体
日本赤十字社福島県支部郡山地区、地域赤十字奉仕団	地区支部含む。
郡山市遺族会、郡山市遺族会方部会	地区支部含む。
障がい者支援団体、ひとり親支援団体、被害者家族支援団体 など	<u>社会生活に困難を抱える者の支援又は支え合いのために組織し、継続的に支援活動を行う支援活動団体、自助団体</u>



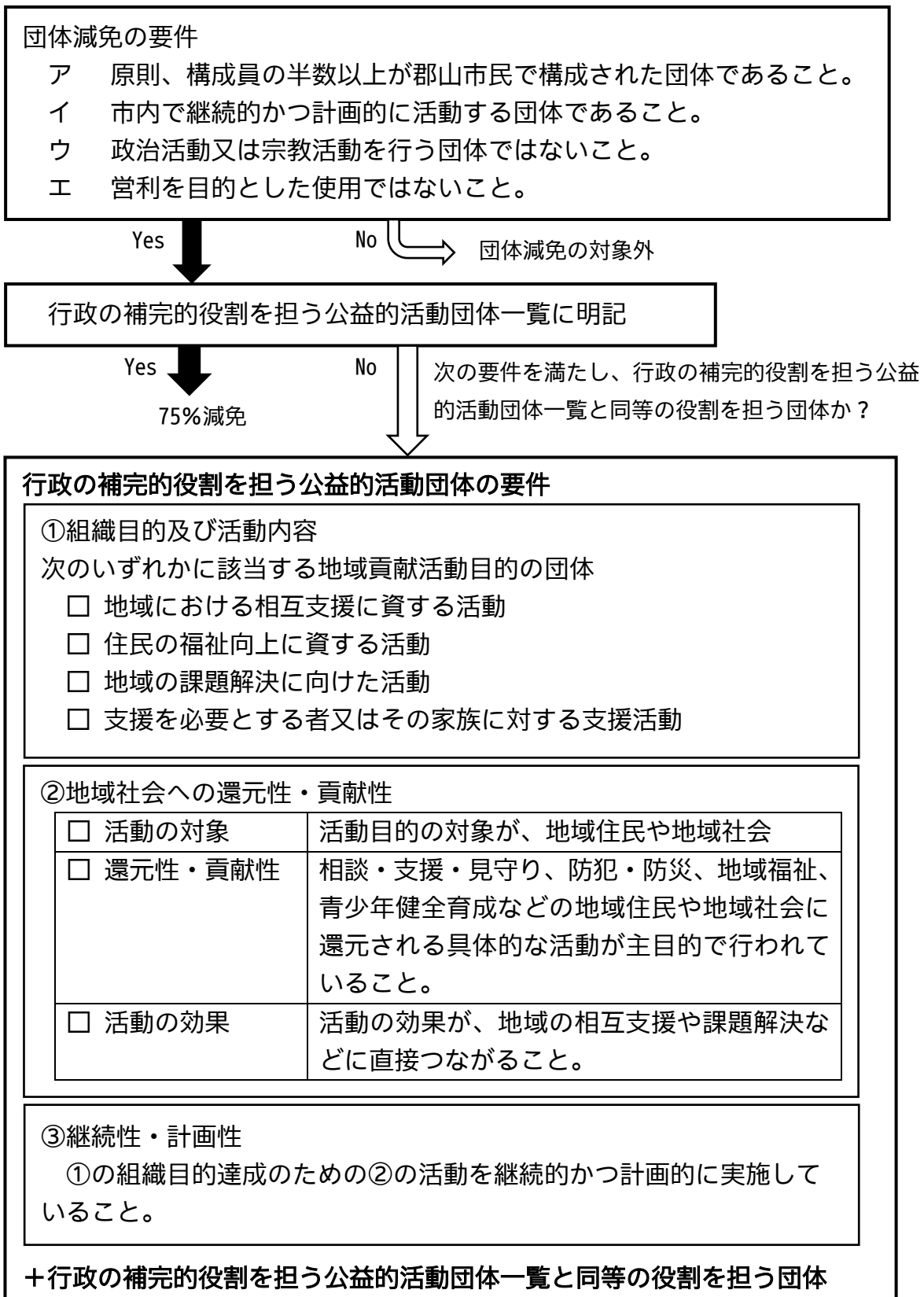
支援活動団体の例

分野	活動目的
障がい者支援団体	障がい者及びその家族への支援、相談等
意思疎通等支援団体	手話、点訳、音訳等の支援、相談等
ひとり親等支援団体	相談支援、当事者交流、相互支援、相談等
依存症回復支援団体	依存症からの回復・自立支援、相互支援等
被害者等支援団体	犯罪・事故等の被害者及び家族への支援、相互支援、相談等

vii その他、行政の補完的役割を担う公益的活動団体

2 基本原則の(2)団体減免の要件・留意事項の①要件ア～エ（p 7）を満たしたうえで、3-1 地域住民の利用が中心の施設の(3)行政の補完的役割を担う公益的活動団体に対する共通設定のア要件①～③（p 9～p 10）の全てを満たす公益的活動団体であり、上記一覧中の団体と同等の役割を担う団体

<行政の補完的役割を担う公益的活動団体の判定フロー>



(4) その他、団体減免の設定例

ア 施設設置目的等に応じた減免

公益性や行政施策との関連性が高く、施設設置目的に応じた減免の必要性を勘案した減免対象団体・減免割合を設定する。

例) 公民館の社会教育活動団体 【50%減免】

公民館の施設 設置目的	社会教育・学習・文化活動により、生活文化や社会福祉の増進を図る。
----------------	----------------------------------

社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とした教育・学習、体育、運動競技、レクリエーション、芸術文化、健康増進、交流等の活動団体

＜サークル活動団体、教育・学習・文化・交流等の活動団体例＞

- ・卓球クラブ、健康麻雀クラブ、詩吟会、合唱団、ヨガクラブ、体操クラブ、写真クラブ、吹矢愛好会、そば同好会、自主学習グループ など
- ・民間保育施設、私立幼稚園、私立学校、県立学校、大学、市外公立学校など

イ 全額免除の限定設定

全額免除は、施設設置目的に合致し、施設開設や行政施策と密接に関連する場合や、市と一体的な役割を担う場合など、対象を限定して設定する。

例) 総合福祉センター

総合福祉センター内に主たる事務所を有する社会福祉協議会や保護司会等の公益団体が、当該総合福祉センターを利用する場合

例) 男女共同参画センター

人権擁護委員協議会など、人権擁護や DV 被害者支援等の課題解決に市と一体の役割を担う公益団体が、当該男女共同参画センターを利用する場合

(5) 事業減免の設定例

公益性や行政施策との関連性が高く、施設設置目的に応じた減免の必要性を勘案した減免対象事業・減免割合を設定する。

例) 男女共同参画センターの男女共同参画事業 【全額免除】

男女共同参画センターの施設設置目的	男女共同参画社会の形成促進、研修・交流等の活動の場を提供する
-------------------	--------------------------------

- ・男女共同参画センターが主催する「男女共同参画フェスティバル」に出展する

場合の準備行為（練習、制作、会議等）：指定回数

- ・男女共同参画に関する事業であり、かつ地域社会や地域課題の解決に資する事業（ジェンダー教育、女性の活躍推進等）の当該活動及び当該活動に係る準備行為：指定回数
- ・男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」を当該施設で受講する場合

3 各施設の減免取扱い

3-2 市民全体の利用を対象とする施設

(1) 対象施設

文化センター、体育施設、ユラックス熱海、カルチャーパーク、ミューカルがくと館、市民プラザ など

(2) 減免の考え方

これらの施設は市内全域の幅広い市民利用を対象としていることを踏まえ、個別事業の公益性・必要性を勘案して事業減免を中心に、減免対象や割合を設定する。

(3) 事業減免の設定例

公益性や行政施策との関連性が高く、施設設置目的に応じた減免の必要性を勘案した減免対象事業・減免割合を設定する。

例) 市民文化祭、市民音楽祭

市内の文化活動や音楽活動の振興を図るため、「郡山市民文化祭」や「郡山市民音楽祭」の参加行事に承認された発表会や展示会、演奏会などを減免対象施設で実施する行事及び準備日の事業減免を実施

(4) 名義後援による減免の廃止

名義後援(市の後援事業)は、市が事業の趣旨に賛同する意思を示すものであり、必ずしも使用料減免の対象とは限りません。一部施設において名義後援の事業に対する減免が行われていましたが、名義後援のみでの減免は行わない取扱いに統一します。

例) 体育施設 公共的な必要性から減免基準に位置付けするものを整理

名義後援の減免廃止前	名義後援の減免廃止後
名義後援による減免 【3分の1減免】	アマチュアスポーツを目的に、郡山市スポーツ協会、郡山市スポーツレクリエーション協会、郡山市スポーツ少年団本部、(公財)福島県スポーツ協会又はこれらに加盟する団体が使用する場で、市が後援するとき【25%減免】

Ⅲ 貸館施設共通の減免取扱基準

1 全額免除の取扱い

(1) 市の主催事業

市（行政委員会や市の附属機関等を含む）が主催して行う事業等を使用する場合

ア 市が主催して行う事業の実施主体

- ① 郡山市の各部署、出先機関（行政センター、公民館等）の主催事業
- ② 郡山市行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会等）の主催事業
- ③ 郡山市立小中学校、郡山市保育所、郡山市放課後児童クラブの本来事業（小中学校の授業・行事、保育所や放課後児童クラブの保育活動・行事）
- ④ 郡山市の附属機関、審議会の開催（市設置の懇談会等含む）
- ⑤ 郡山市が設置する公的機関（郡山市消防団）
- ⑥ 郡山市が設置する法定協議会（郡山市障がい者自立支援協議会等）

※ ③の本来事業とは、児童生徒の教育・保育活動を指すものであり、小中学校の教職員や保育士等の研修会、保護者会、PTA、同窓会等は含まない。

イ 市の委託事業で使用する場合

委託事業は、市の事業の実施手法の一つであることから、郡山市の主催事業と同等に位置付けます。

なお、市の委託事業の受託者が当該事業で使用する場合には限るものであり、受託者が市委託事業以外で使用する場合は含みません。

(2) 市の共催事業

公共的団体等が市（行政委員会含む）と共催して行う公益的事業に使用する場合

ア 市の共催の定義

郡山市が事業の企画及び実施に参画し、共同主催者としての責任の一部を分担すること。（郡山市後援等の承認及び市長賞の交付に関する取扱要綱）

教育委員会が事業の企画及び実施に参画し、又は国、他の地方公共団体、公益法人、公共的団体が実施する学校教育、社会、体育、文化、芸術の振興発展に寄与する事業について協同で行うこと。(郡山市教育委員会後援等の承認及び教育長賞の交付に関する取扱要綱)

イ 市と団体が共催して行う事業の例

例) 体育祭実行委員会、文化祭実行委員会、
小学校教育研究会、中学校教育研究会、
郡山学びの杜(郡山自主夜間中学)、
郡山市こども食堂ネットワーク加盟団体のこども食堂開催 など

(3) 指定管理者事業

指定管理者が管理運営する施設の当該指定管理者の主催事業で、市長が認めるものに使用する場合

(4) 障がい者の利用

郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の免除対象者が同条例に掲げる施設及び障害者福祉センターを使用する場合

○貸館施設の免除要件

当該公の施設の使用が貸切使用(一部貸切使用を含む。)の場合においては、当該公の施設を使用する者(免除対象介護者を除く。)の半数以上が免除対象障がい者であるときに限り、当該使用料を免除する。

※営利目的の使用は除く。

<免除対象障害者>

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 療育手帳の交付を受けている者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

<一部減免の適用団体が上記条例の免除要件に該当する場合>

障がい者支援団体など、各施設の減免基準による一部減免が適用となった団体について、施設使用者の半数以上が免除対象障がい者であるときは郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例により全額免除となります。

(5) その他

法令等の規定に基づき使用料を徴収しないこととされている場合

例) 公職選挙法第 164 条の規定による個人演説会 など

2 全額免除及び一部減免の補足事項

(1) 市の補助事業、名義後援事業の取扱い

① 市の補助事業

補助事業は、市が補助の必要性を認めて財政的支援を行うものですが、事業主体は補助を受ける団体自身であり、事業の成果や責任も団体に帰属するものであるため、市主催事業及び市共催事業の対象外となります。

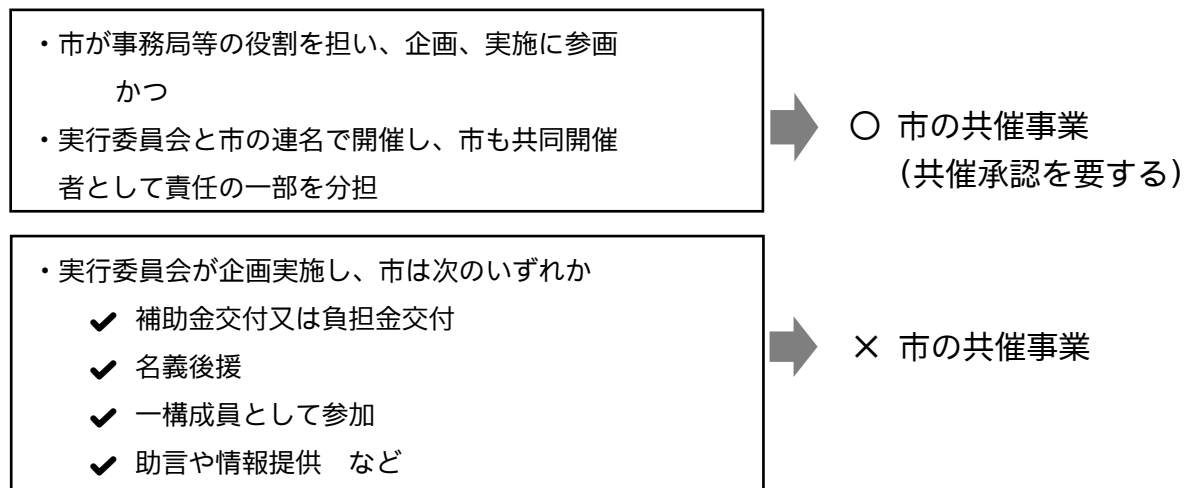
② 名義後援事業

名義後援（市の後援事業）は、市が事業の趣旨に賛同する意思を示すものであり、事業の実施主体も責任も実施団体に帰属するものであるため、市主催事業及び市共催事業の対象外となります。

区分		事業主体	市の関与	事業責任	備考
主催	市が直接実施	市	企画・実施	市	市の主催・共催として、全額免除
	委託により実施		発注者・委託者		
共催		市＋団体等	市も企画・実施に参画	市＋団体等責任分担	
補助		実施団体等	財政的支援	実施団体等	市の主催・共催には位置付けられない
後援		実施団体等	名義使用承認	実施団体等	

(2) 実行委員会の取扱い

市が実施すべき施策又は事業を、関係団体等と連携して実施するために組織された実行委員会等で、事業の企画、意思決定、予算、運営等に主体的に関与するものであり、かつ、実行委員会と市の連名で開催し、市も共同開催者として責任の一部を分担するものは市の共催事業に位置づけます。



3 減免手続の平準化・効率化、定期的な見直し

(1) 減免申請手続の平準化・効率化

減免制度の運用にあたっては、類似施設間の運用状況を共有して、整理検討を行い、共通の手続きを整備し、利用者及び施設双方の事務の平準化・効率化に努めます。

なお、翌年度の減免手続きについては、各施設で前年度の所定の時期に減免申請手続期間を設け、事前の手続き案内を行うものとします。

(2) 減免基準等の公表

減免基準等は各施設及び市ウェブサイトで公表し、広く周知します。

(3) 定期的な見直しによる適正化

市では、減免基準の適正化と併せて、運用や手続の面でも明確化・効率化を図り、施設稼働率の向上や適切な維持管理を進めていく必要があります。

また、概ね5年おきに定期的に使用料・減免基準の見直しを行うことで、段階的に適正化を図ることとします。